添付書類（注14）	①変更内容説明書（注15）	—	—	—	—	
	②構造図（注16）		□変更あり □変更なし	書類名：		
	③配線図（注16）		□変更あり □変更なし	書類名：		
	④接続の同意を証する書類の写し（注17）		□変更あり □変更なし	書類名：		
	⑤事業実施体制図		□変更あり □変更なし	書類名：		
	⑥その他１		□変更あり □変更なし	書類名：		
	⑦その他２		□変更あり □変更なし	書類名：		
	⑧その他３（注18）		□変更あり □変更なし	書類名：		

（注１）　変更前の認定計画を記載すること。
（注２）　運転開始後を選択した場合は、運転開始日を記載するとともに、受給が開始されたことを証する電力会社発行の書類を提出すること。
（注３）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
　Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、Ｉ：内閣府沖縄総合事務局
（注４）　変更の有無の記載欄については、変更が無い場合、「変更なし」のボックスにチェックし、変更後の記載欄以降の記載は不要とする。変更がある場合、「変更あり」のボックスにチェックし変更内容を記載すること。変更理由欄又は備考欄は必要があれば記載すること。
（注５）　再生可能エネルギー発電事業者を変更する場合は、変更前の再生可能エネルギー発電事業者の承諾を得た上で、その旨が分かる書類を添付して、変更後の再生可能エネルギー発電事業者が申請を行うこと（変更前の再生可能エネルギー発電事業者が死亡して相続が生じたなどの事由により、やむを得ず変更後の再生可能エネルギー発電事業者を届出者とする場合は、変更前の再生可能エネルギー発電事業者から再生可能エネルギー発電事業者たる地位を承継した事実又は法定相続人全員の同意を得たことを証明する書類（戸籍謄本、同意書等）を提出する必要がある。）。また、法人番号がある場合はその番号も併記すること。再生可能エネルギー発電事業者について、氏名若しくは名称のみを変更する場合又は会社の分割若しくは吸収合併により変更する場合は、変更後に様式第６により届け出ること。
（注６）　発電設備の区分は次の記号にて記載すること。
　ａ：１０ｋＷ未満太陽光発電設備（出力制御対応機器設置義務なし）のみ
　ｂ：１０ｋＷ未満太陽光発電設備（出力制御対応機器設置義務あり）のみ
　ｄ：１０ｋＷ未満太陽光発電設備（出力制御対応機器設置義務なし）に自家発電設備等を併設するもの（非常用自家発電設備を除く）
　ｅ：１０ｋＷ未満太陽光発電設備（出力制御対応機器設置義務あり）に自家発電設備等を併設するもの（非常用自家発電設備を除く）
（注７）　発電出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数１桁（小数第２位切捨て）まで記載し、接続の同意を証する書類の写しを添付すること。太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、変更後の発電出力が、１０ｋＷ以上になる場合は、様式第３により申請すること。また、電気事業者による接続の検討の結果、出力を変更しなければならない場合にあっては、変更理由欄の「電気事業者都合」のボックスにチェックを付して、その根拠となる書類を提出すること。
（注８）　太陽光発電設備の設置形態（屋根置き又は地上設置）に変更がある場合に記載すること。
（注９）　太陽電池の型式番号が複数ある場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙を作成し、それぞれの「製造事業者名」「種類」「変換効率」及び「型式番号」について記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
　Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池、Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池、Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池、Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
変換効率は、日本工業規格Ｃ８９６０において定められた真性変換効率であって完成品としての太陽電池モジュールの数値を元に算定された効率、又は、実効変換効率を記載することとし、備考欄の「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを入れること。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。
（注１０）　配線方法に変更がある場合は、次の記号にて記載すること。
　Ｚ：全量配線（事業者が複数の住宅の屋根を賃借して太陽光発電設備を設置する場合で、その発電出力の合計が１０ｋＷ以上となる場合）
　Ｙ：余剰配線
（注１１）　保守点検責任者について、氏名若しくは名称のみを変更する場合又は会社の分割若しくは吸収合併により変更する場合は、変更後に様式第６により届け出ること。
（注１２）　再生可能エネルギー発電事業者又は保守点検責任者の変更に伴い、保守点検及び維持管理計画を変更する場合に記載すること。なお、変更後欄に全ての内容を記載できない場合は、備考欄の「別紙あり」のボックスにチェックを付して、別紙として作成すること。
（注１３）　事業計画策定ガイドラインは、再生可能エネルギー発電事業計画を作成し、認定を申請する際のガイドラインとして経済産業省が策定し、公表したものである。
（注１４）　認定計画の内容の変更に伴い、必要な書類を添付すること。以前の提出書類から変更がある項目は「変更あり」、変更がない項目は「変更なし」のボックスにチェックすること。
（注１５）　認定計画情報を変更しようとする理由及び変更の内容等を簡潔に記載した書面を提出すること。
（注１６）　標準基本構造図（併設型含む）及び標準基本配線図（併設型含む）の変更については、提出を省略することができる。変更後の欄には、「提出省略」と記載すること。それ以外の図面の変更の場合は、変更後の図面を提出すること。
（注１７）　発電出力を変更する場合に添付すること。
（注１８）　項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

備考
・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。
・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。